

令和7年度 建設業法等研修会 経営事項審査

(1)

- 1 健康保険証の新規発行終了について
- 2 資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて
- 3 今後の経営事項審査の改正の方向性について
- 4 小型特殊自動車の所有確認書類
- 5 工事経歴書に記載した工事の確認書類について
- 6 配置技術者の重複について
- 7 経営事項審査における承継
- 8 注意事項・お願い

- 1 健康保険証の新規発行終了について

(2)

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了

経営事項審査への影響

◆ 6ヶ月を超えて雇用されていることの確認書類

令和7年12月1日以前を基準日とする審査の場合

審査基準日時点で有効な健康保険証（写）で確認。

有効な健康保険証をお持ちでない場合は、

①雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

②住民税特別徴収税額を通知する書面

③賃金台帳（写）

等で確認。

令和7年12月2日以降を基準日とする審査の場合

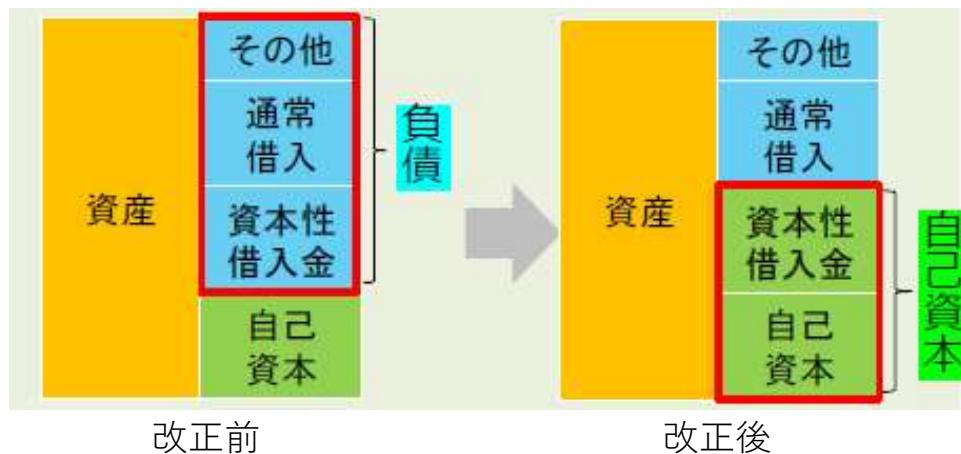
上記①～③等で確認。

令和7年7月1日以降の経営事項審査（審査基準日が令和7年3月31日以降かつ、単独決算のものに限る）を対象に、要件を満たす「資本性借入金」を自己資本の額に加算することが可能となります。

資本性借入金の要件

- ・償還期間が5年超
- ・期限一括償還
- ・配当可能利益に応じた金利設定
- ・法的破綻時の劣後性の確保
- ・貸出主が金融機関（政府系含む）であること又は特定の制度による借入であること

資本性借入金の取扱い方法



資本性借入金の申請方法

① 事前準備

公認会計士等から指定様式において資本性借入金に該当する借入金であることの証明を受ける。

② 登録経営状況分析機関への提出

経営状況分析申請において、余白に資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を記載した経営状況分析申請書等とともに、証明書の写し・契約書の写し等を登録経営状況分析機関に提出する。

③ 審査行政庁へ提出

経営規模等評価申請書の自己資本額において、資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を加算した自己資本額を記載し、証明書の写しを添付して審査行政庁に申請する。

③ 今後の経営事項審査の改正の方向性について

(5)

改正建設業法の全面施行に合わせ、経営事項審査を改正予定

① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

「技能者を大切にする企業の自主宣言」の宣言状況について加点項目として追加

② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで災害対応力強化を図ることが必要

加点対象機械の拡大

③ 令和2年度の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすこと

許可・更新時に確認がなされる社会保険加入に関する審査項目を削除

③ 今後の経営事項審査の改正の方向性について

(6)

- ① 「『技能者を大切にする企業の自主宣言』の宣言状況」に関する評価項目の新設とともに、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直し
- ② 「建設機械の保有状況」の加点対象となる建設機械の対象拡大
- ③ 「雇用保険の未加入」「健康保険の未加入」「厚生年金保険の未加入」に関する評価項目の削除

評価項目	最高/最低
W1:建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/-120
①雇用保険の未加入	0/-40
②健康保険の未加入	0/-40
③厚生年金保険の未加入	0/-40
④建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
⑤建設機械の保有状況	15/0
⑥建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
⑧建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
⑨建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
W2:建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60/0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3:防災活動への貢献の状況	20/0
W4:法令遵守の状況	0/-30
W5:建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6:研究開発の状況	25/0
W7:建設機械の保有状況	15/0
W8:国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-210
W評点(A × 10 × 175 ÷ 200)	2,073/-1,837

評価項目	最高/最低
W1:建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/0
①建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
②建設機械の保有状況	15/0
③建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
④建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
⑤建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
⑥建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
⑧建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
W2:建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60/0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3:防災活動への貢献の状況	20/0
W4:法令遵守の状況	0/-30
W5:建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6:研究開発の状況	25/0
W7:建設機械の保有状況(既存の9機種の他に加点対象を拡大)	15/0
W8:国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-90
W評点(A × 10 × 175 ÷ 200)	2,073/-787

小型特殊自動車は、軽自動車税（種別割）の課税対象

<現行>

区分	所有確認書類
大型特殊 ※1	償却資産（固定資産）申告書
	売買契約書等
小型特殊	償却資産（固定資産）申告書
	売買契約書等

※1 小型特殊自動車の規格を超えるものは大型特殊自動車となる。

<変更後>

区分	所有確認書類
大型特殊 ※1	償却資産（固定資産）申告書
	売買契約書等
小型特殊	売買契約書等
	償却資産（固定資産）申告書 又は 軽自動車税納税証明書

小型特殊自動車の規格



「建設機械の保有状況一覧表」の備考欄に軽自動車納税証明書に記載されている車両番号を記載のこと

5 工事経歴書に記載した工事の確認書類について

工事経歴書
の確認書類

- ①工事請負契約書
- ②注文書 + 請書
- ③工事内容及び入金がわかる書類
(請求書 + 通帳 (写) 等)

工事経歴書に記載したすべての工事について確認

令和6年度から

工事経歴書に記載した請負金額の上位3件分（元請・下請合わせて金額の大きい順）の工事について確認

※工事経歴書の記載方法に変更はありません。

5 工事経歴書に記載した工事の確認書類について CASE 1. 進行基準で記載した工事がある場合

(建設工事の種類)

土木一式 工事 (税込 · (税抜))

小計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円
合計	8 件	78,885 千円	56,000 千円	うち 元請工事	千円

5 工事経歴書に記載した工事の確認書類について CASE 2. 業種間積み上げを行う場合

10

		含めることができる専門工事
土木一式 工事	←	(と) (石) (ほ) (しゅ) (水) (鋼) (解) ※ (鋼) (解) については土木に関する工事に限る。
建築一式 工事	←	(大) (左) (屋) (夕) (板) (ガ) (防) (内) (絶) (具) (電) (管) (鋼) (筋) (塗) (解) ※ (電) (管) (鋼) (筋) (塗) (解) については建築に関する工事に限る。

(と)	←	(石)	(夕)	(解)		(ガ)	←	(具)
(石)	←	(と)				(内)	←	(具)
(屋)	←	(板)				(絶)	←	(管)
(電)	←	(通)	(消)			(通)	←	(電)
(管)	←	(絶)	(水)	(消)		(具)	←	(板) (ガ)
(夕)	←	(と)				(消)	←	(電) (管)
(鋼)	←	(筋)				(水)	←	(管)
(板)	←	(屋)				(解)	←	(と)

積み上げ先だけでなく、積み上げ元の業種についても上位3件分の確認書類が必要です。

5 工事経歴書に記載した工事の確認書類について CASE 2. 業種間積み上げを行う場合

11

工事種類別完成工事高付表

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高(積み上げ後)	左に含める完成工事高
(審査対象事業年度) 令和6年1月～令和6年12月 土木一式工事 15,000千円 うち元請 10,000千円	土木一式工事 10,000千円 うち元請 7,000千円 石工事 0千円 うち元請 0千円 解体工事 5,000千円 うち元請 3,000千円
(前審査対象事業年度) 令和5年1月～令和5年12月 土木一式工事 20,000千円 うち元請 3,000千円	土木一式工事 0千円 うち元請 0千円 石工事 3,000千円 うち元請 3,000千円 解体工事 17,000千円 うち元請 0千円
(前々審査対象事業年度) 令和4年1月～令和4年12月 土木一式工事 10,000千円 うち元請 0千円	土木一式工事 0千円 うち元請 0千円 石工事 0千円 うち元請 0千円 解体工事 10,000千円 うち元請 0千円

積み上げる業種は
審査対象事業年度、
前審査対象事業年度、
前々審査対象事業年度
で統一すること

完成工事高が「0千円」の
業種についても、記載を省略
せず「0千円」と記載のこと

6 配置技術者の重複について

12

様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

(用紙A 4)

工事経歴書

(建設工事の種類) 土木一式工事 (税込 · 税抜)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期
					氏名	主任技術者又は監理技術者 の別 (該当箇所に印を記載)		
和歌山県知事	元請		港湾整備工事	和歌山県 和歌山市	和歌山 太郎	レ	(33000) 56,000 千円	令和 4年 2月 令和 6年 1月
かつらぎ町長	元請		道路新設工事	和歌山県 かつらぎ町	和歌山 次郎	レ	10,000 千円	令和 5年 1月 令和 5年 11月
大阪建設	下請		トンネル工事	大阪府 大阪市	和歌山 次郎	レ	11,000 千円	令和 5年 2月 令和 5年 9月
紀の川市長	元請		道路舗装工事	和歌山県 紀の川市	和歌山 三郎	レ	(7,000) 15,000 千円	令和 5年 1月 令和 5年 12月

配置される監理技術者等に専任が求められる工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が4,500万円(建築一式工事9,000万円)以上の工事(令和7年2月1日～)

令和5年1月1日～令和7年1月31日：4,000万円(建築一式工事8,000万円)

平成28年6月1日～令和4年12月31日：3,500万円(建築一式工事7,000万円)

配置技術者の専任違反

法第26条第3項違反

宮業所技術者等の専任違反

法第7条第2号又は法第15条第2号違反

監督処分
の対象

<法人成り>

1. 被承継人が建設業を廃業すること※
2. 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
3. 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
4. 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

<個人承継>

1. 承継人が被承継人の配偶者または2親等以内の者であること
2. 被承継人が建設業を廃業すること※
3. 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
(やむを得ない事情により連続していない場合を除く)
4. 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

(※) 納税地の所管税務署長に「廃業届出書（控）」を提出していない場合、完工高、利益額及び営業年数は経審上、引継ぐことができません

承継にかかる経営事項審査の提出書類

<法人成り>

- ①経営事項審査にかかる承継の届出書（法人成り）（別記様式第1号）
 - ・・・承継したことを届け出る書面
- ②誓約書（別記様式第2号）
 - ・・・被承継人が50%以上出資して設立した法人であることの誓約書面
- ③被承継人の事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の廃業届出書（控）の写し
 - ・・・被承継人が建設業を廃業したことを確認するための書面
- ④設立した法人の商業登記に係る全部事項証明書
 - ・・・法人を設立したこと、被承継人が代表取締役に就任していることを確認するための書面
- ⑤定款
 - ・・・被承継人が発起人になっていることを確認するための書面
- ⑥創立総会の議事録（会社法第25条第1項第2号の方法により設立する場合に限る。）
 - ・・・発起人以外に出資した者があることを確認するための書面
- ⑦法人設立時の財務諸表
 - ・・・被承継人の事業年度と連続していることを確認するための書面
- ⑧個人の営業の最終年度に関する財務諸表
 - ・・・承継法人の事業年度と連続していることを確認するための書面

(※) 和歌山県入札参加資格の承継手続きを行う場合は不要です

承継にかかる経営事項審査の提出書類

<個人承継>

- ① 経営事項審査にかかる承継の届出書（個人承継）（別記様式第3号）
 - ・・・承継したことを届け出る書面
- ② 営業引継に対する同意書（別記様式第4号）【相続に係る認可】
 - ・・・被承継人から承継人に承継された事実を確認するための相続人の同意書面
- ③ すべての相続人の印鑑証明書【相続に係る認可】
 - ・・・上記同意書面の証明力を高めるための書面
- ④ 承継人と被承継人の続柄及び被承継人のすべての相続人が確認できる被承継人に係る戸籍謄本等（必要な場合には除籍謄本等）
 - ・・・承継人と被承継人の続柄を確認するため及び上記同意書面の証明力を高めるための書面
- ⑤ 被承継人の事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の廃業届出書（控）の写し
 - ・・・被承継人が建設業を廃業したことを確認するための書面
- ⑥ 承継人の事業の開始により、納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の開業届出書（控）の写し
 - ・・・承継人が建設業を開業したことを確認するための書面
- ⑦ 被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表
 - ・・・承継人の事業年度と連続していることを確認するための書面
- ⑧ 承継人の営業開始時の財務諸表
 - ・・・被承継人の事業年度と連続していることを確認するための書面

（※）和歌山県入札参加資格の承継手続きを行う場合は不要です

7 経営事項審査における承継

認可手続き後の経営事項審査受審日について

許可の承継認可を受けた場合、認可前の経審の有効期間を引き継ぎます。

よって、承継日を基準日とした経審を受審せずに、承継後初めての決算日を基準とした経審を受審していただくことができる場合があります。

（例）承継日：R7年9月1日 直前の経審基準日：R6年12月31日 決算日：毎年12月31日

- ・直前に受審した経審の有効期間（1年7か月） → R8年7月31日
- ・承継後の決算日を基準日とした経審の受審予定日 → R8年5月15日
- ・R7年12月31日を基準日とする経審の結果通知書の発行予定日 → R8年6月下旬

結果通知書の発行予定日が直前に受審した経審の有効期間内（受審日から結果通知書発行まで1か月程度）の場合は、承継日を基準日とする経審を受審しなくてもよい※

（※）ただし、『和歌山県入札参加資格の承継手続きを行った建設業者』については、認可後「速やかに」承継日を基準日とする経営事項審査を受審する必要があります。経審を受審するタイミングについて不明な点があれば、建設部又は技術調査課にご相談ください。

「申請書の記載が間違っていた」 → 原則、再審査は行えません。

建設業法第27条の28

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、申請者の責任に帰する案件は異議とは認められず、再審査の対象とはなりません。

◆再審査の申立てが行える場合

- ・行政（審査）庁側の誤り等により、結果通知書の内容が申請内容と異なる場合
⇒結果通知を受けた日から30日以内
- ・国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合
⇒当該改正の日から120日以内

申請内容に間違いがないか、よく確認してから申請を！

・各種証明書等の更新・入手は期限に余裕をもってご準備ください。

・経営事項審査定期申請の申し込み時期は県のホームページに掲載しております。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/keisinn_top_d/fil/R7_keishin_schedule.pdf

・やむを得ず定期申請の時期に間に合わない場合は、各振興局建設部又は技術調査課担当者あてご連絡をお願いします。